

地域密着型通所介護 重要事項説明書

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0597-23-3007

担 当 東 理恵

※ご不明な点は何でもおたずねください。

2 在宅ケアグループあいあいの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特定非営利活動法人あいあい 在宅ケアグループあいあい
所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
介護保険指定番号	2471000543
サービスを提供する 対象地域	地域密着型通所介護
	尾鷲市、紀北町

上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 同センターの職員体制 令和 6年10月 1日 現在

<通所介護>

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1 名		生活相談員と兼務
生活相談員	2 名		内1名管理者と兼務 内1名介護職員と兼務
介護職員	1 名	4 名	内1名生活相談員と兼務
看護職員		4 名	機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員		4 名	看護職員と兼務
運転手		1 名	

(3) 利用定員・営業時間

	地域密着型通所介護
利用定員	15名
休業日	土曜・日曜日 (但し、8/13～15・12/30～1/3は除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
提供時間	午前9時～午後5時

(4) 同センターの設備概要

食堂兼機能訓練室	68.5㎡	面談室	1室
浴 室	一般浴	静養ベッド	2床

		送迎車	3 台
--	--	-----	-----

3 サービス内容

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活に向け援助します。

＜通所介護＞

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。送迎エリア外利用者はご相談ください。
- ② 食事：栄養士が作成する献立を調理し、利用者の方の希望・好みに合せた食事を提供します。治療食はご相談下さい。
- ③ 入浴：利用者の状態に合せ一般浴、特浴を提供します。
- ④ 排泄：利用者の状態に合わせてトイレ介助、オムツ交換等の援助を行います。
- ⑤ 機能訓練：日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐためのサービスを提供します。
- ⑥ 趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。
- ⑦ 生活相談：利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き等に関する相談、助言を行います。

4 利用料金

（１）利用料（自己負担１割の場合）

① 介護保険サービス

＜地域密着型通所介護の場合＞

利用料は給付費の１割又は２割又は３割で、下記のとおりです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は５,０２５円／日（内６２５円昼食代）・時間外利用は１時間当たり１,２００円となります。

基本料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 時間以上 3 時間未満	3 0 5 円	3 5 1 円	3 9 6 円	4 4 0 円	4 8 7 円
3 時間以上 4 時間未満	4 1 6 円	4 7 8 円	5 4 0 円	6 0 0 円	6 6 3 円
4 時間以上 5 時間未満	4 3 6 円	5 0 1 円	5 6 6 円	6 2 9 円	6 9 5 円
5 時間以上 6 時間未満	6 5 7 円	7 7 6 円	8 9 6 円	1, 0 1 3 円	1, 1 3 4 円
6 時間以上 7 時間未満	6 7 8 円	8 0 1 円	9 2 5 円	1, 0 4 9 円	1, 1 7 2 円
7 時間以上 8 時間未満	7 5 3 円	8 9 0 円	1, 0 3 2 円	1, 1 7 2 円	1, 3 1 2 円
8 時間以上 9 時間未満	7 8 3 円	9 2 5 円	1, 0 7 2 円	1, 2 2 0 円	1, 3 6 5 円
加算料金	昼食代			6 2 5 円／回	
	入浴加算			4 0 円／日	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ			2 2 円／日	
	送迎減算			－ 4 7 円／片道	
	若年性認知症利用者受入加算 (対象者のみ)			6 0 円／日	
	高齢者虐待防止措置実施の有無：基準型				
	業務継続計画策定の有無：基準型				
	介護職員等職員処遇改善加算Ⅰ			1 ヶ月利用料合計の 9. 2 %	
備 考	・ 送迎代は基本料金に含まれます。(実施地域以外の送迎代は除く) ・ 上記基本料金は 1 日分の利用料で、1 割負担の場合です。				

※送迎代 実施地域を超えた地点から１キロメートルごとに５０円いただきます。なお、車輛に限りがあり、対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

※介護度等変更により金額が変更になった場合は、重要事項説明書別紙にて署名をお願いします。

なお、加算が変更した場合は文書にてお知らせします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。サービス提供が決まりましたら、契約を結び、地域密着型通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。すでに契約しているケアマネジャーがおられる場合は、当事業所と契約をする前にケアマネジャー等とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。但し、1年以内に利用者が介護保険施設を退所し再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）となった場合。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合。

③ その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当センターを閉鎖または縮小する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 当センターの通所介護の特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあつては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の生活を援助します。

職員を対象にした研修会、学習会等を実施し、サービスの向上に努めます。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間につきましては、あらかじめ利用者の方と相談し連絡いたします。行事等を実施する時は通常の送迎時間と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ② 食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
- ③ ケアプラン等に基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親

族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

8 事故発生時の対応

利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事故に備えて下記の損害賠償保険に加入しています。

損害保険会社名：あいおいニッセイ同和損保

9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理に関する担当者	大和 壽臣
-------------	-------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。（毎年2回 5月・10月）

- ④ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 東 理恵
-------------	----------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

- ④ 従業員に対して、虐待を防止するために年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。

- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- ② 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

- ③ 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、

直ちに身体拘束を解きます。

12 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス内容に関する苦情

地域密着型通所介護に関する相談、要望、苦情等は下記の相談窓口担当までお申し込みください。

在宅ケアグループあいあい	担当	東 理恵
電 話	0 5 9 7 - 2 3 - 3 0 0 7	F A X 0 5 9 7 - 2 3 - 3 0 3 5
受付時間	午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）	

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

紀北広域連合 電話 0 5 9 7 - 3 5 - 0 8 8 8

三重県国民健康保険団体連合会苦情窓口 電話 0 5 9 - 2 2 2 - 4 1 6 5

尾鷲市福祉保健課 電話 0 5 9 7 - 2 3 - 8 2 0 1

紀北町福祉保健課 電話 0 5 9 7 - 4 6 - 3 1 2 2

15 ハラスメント等

事業所は、適切な地域密着型通所介護・宿泊サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

16 法人の概要

法 人 名 称	特定非営利活動法人あいあい
代 表 者	理事長 湯浅しおり
法人本部所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
電 話 番 号	0 5 9 7 - 2 3 - 3 0 0 7
法 人 設 立	平成12年12月

令和 年 月 日

地域密着型通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号

名 称 在宅ケアグループあいあい

説明者氏名

私は、契約書および本書面により、事業所から地域密着型通所介護について重要事項の説明をうけました。

利用者氏名

代筆者氏名

(続柄)